

役員選挙について

1. 平成29年4月から8月に役員選挙が行われます。
2. この登録は、一般社団法人日本公衆衛生学会定款および役員選出に関する規定による地域別、職能別選挙人名簿作成のため、会員すべてについて行われるものです（156頁の本学会定款および役員選出に関する規定をご参照下さい）。
3. 登録しない方は投票することができません。
4. 登録は日本公衆衛生学会ホームページ（<http://www.jsph.jp>）の会員ページから4月1日以降行えます。またこの登録票を使って登録することも可能です。
5. **登録期日は平成29年4月30日(日)まで**（同日消印有効）ですが、事務手続上、早めに行ってください。
6. 登録者の資格は平成28年度会費納入者です。**未納の方は大至急納入して下さい。**
平成29年3月31日時点で会費未納の場合は登録者名簿に記載されません。
7. 同封の登録票を使用した場合、下記にご注意下さい。
 - (1) 会員番号を記入して下さい（会員番号は学会機関誌送付の際の宛名の下に記載されている7ケタの数字です）。
 - (2) 登録地域欄には、登録を希望する都道府県名を記入して下さい（勤務先、自宅のいずれでも結構です）。
 - (3) 職能区分はあなたの有している資格もしくはあなたの従事している職種のうち最もふさわしいものを1つだけ選び、職能欄に該当数字を記入して下さい。
 - (4) 氏名には必ずふりがなを記入して下さい。
 - (5) 連絡場所欄はどちらかを○で必ず囲んで下さい。
 - (6) 個人情報保護のためシールを添付しましたので、必要に応じてご使用下さい。

平成 29 年 3 月 1 日

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

委員長 遠藤 明